

国民経済計算と一次統計

— 法人企業統計の研究 —

荒井晴仁

目次

- はじめに
- I 法人企業統計の概要
 - 1 年次調査と四半期調査
 - 2 標本抽出と母集団推計
- II 標本によるブレ
 - 1 標本の抽出替
 - 2 平成2年商法改正の影響
 - 3 標本法人の脱落・属性の変化
- 4 企業再編に際しての計数の不整合
- 5 「短観」との比較
- III 民営化と法人企業統計
 - 1 法人企業統計における民営化の影響
 - 2 民間企業ストックにおける民営化の扱い
 - 3 政府統計における官民の区別
- おわりに

はじめに

経済政策を的確に実施するには、経済実態を正確に把握することが不可欠である。

わが国の経済活動を包括的に把握する統計として内閣府によって「国民経済計算」(SNA: System of National Accounts)が作成されているが、国民経済計算は多くの一次統計を基に作成される加工統計であり、その精度は、基礎とする一次統計の精度に依存している。

特に、短期の経済指標である四半期別GDP(国内総生産)速報では、需要項目別の支出系列を速報性をもって推計する必要から、生産・販売側の「供給側統計」に比べて一般に精度が低いといわれる購入側の「需要側統計」が使われており、これに関連して、改訂時のブレが問題とされることがある⁽¹⁾。

こうした需要側統計の例としては、総務省

「家計調査」が引き合いに出されることが多いが、本稿では、もうひとつの需要側統計である財務省「法人企業統計」を取り上げ、近年における精度低下の原因を論じる。

戦後60年を経て、我が国の政府統計には「制度疲労」が指摘されている。内閣府経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日)で「統計改革」を政府の重要政策課題の一つとして取り組むべきことが提言されたことを受け、政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日、閣議決定)で、統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直すことを含め、統計整備を推進することとしているが、統計の改善は、ひとり行政の担当者や研究者のみでなし得るものではなく、まさに国政上の課題として、これに取り組む必要があると考えられる。

(1) 「GDP大幅下方修正の『怪』」『週刊東洋経済』5917号, 2004.9.25, p.24; 「GDP数値 - 速報と改定ブレ目立つ」『日本経済新聞』2005.3.15.

I 法人企業統計の概要

法人企業統計は、昭和23年、大蔵省（当時）が法人企業の財務並びに営業に関する諸資料を入手する目的で開始したものであるが、今日では、国民経済計算等、他の政府統計の作成に使用されるだけでなく、景気指標として、また、企業経営分析の基礎統計として広く一般に利用されている。

ここでは、まず、同統計の概要を簡単に紹介する。詳細については脚注に記した財務省資料⁽²⁾のほか、財務省法人企業統計サイトにある「概要」⁽³⁾等を参照されたい。

1 年次調査と四半期調査

法人企業統計には、年次調査（以下「年報」という。）と四半期調査（以下「季報」という。）があり、どちらも母集団から一定数の標本を抽出して、その調査結果から全体を推計する「標本調査」である。両調査では、記入者負担軽減のため、標本法人が重複しないように調整が図られており、それぞれ独立した調査として実施されている。

「年報」の母集団は金融・保険業を除く営利法人で、決算期の異なる標本法人の直前の確定決算の計数を2回（1月、7月）に分けて調査し、結果を9月上旬に公表している。

一方、「季報」の母集団は金融・保険業を除く資本金1千万円以上の営利法人で、標本法人の直前の四半期における仮決算の計数を年4回（8、11、2、5月）調査し、結果を調査月の翌月上旬（7～9月調査であれば12月上旬）に公表している。

「年報」が小法人を含む包括的な調査であるのに対して、「季報」は小法人を含まないかわりに速報性を重視した調査といえる。

2 標本抽出と母集団推計

法人企業統計では、母集団法人は業種と資本金で区分され、区分ごとに標本抽出と母集団推計が行われる。ここで、母集団推計では、次式のように回答法人1社当たりの平均値に母集団法人数を乗じる、いわゆる「膨らまし」が行われる⁽⁴⁾。

$$\text{推計値} = \text{単純集計値} \div \text{集計法人数} \times \text{母集団法人数}$$

ここで、標本抽出率（＝標本法人数／母集団法人数）は資本金が小さい区分ほど小さく、また、調査に対する回答率も資本金が小さい区分ほど低い（表1）。

母集団推計の式は、抽出率と回答率を用いて次のように表すことができる。

$$\text{推計値} = \text{単純集計値} \div \text{集計法人数} \times \text{母集団法人数} = \text{単純集計値} \times \frac{1}{\text{抽出率} \times \text{回答率}}$$

これから、母集団推計では、抽出率、回答率が低いほど単純集計値が膨らまされることがわかる。

法人企業統計の抽出率、回答率が資本金の小さい区分で低いことは、中小法人の計数が標本（サンプル）によってブレる基本的な背景となっている。

(2) 「資料 法人企業統計調査の変遷と概要」『フィナンシャル・レビュー』62号，2002.6，pp.147-161.

<http://www.mof.go.jp/f-review/r62/r_62_147_161.pdf>

(3) 財務省財務総合政策研究所「調査の概要」<<http://www.mof.go.jp/ssc/gaiyou.htm>>

(4) ただし、規模比例による抽出を行った区分については次式による。

$$\text{推計値} = \text{集計項目の対資本金比率の合計} \div \text{集計法人数} \times \text{母集団法人の資本金累計額}$$

(表 1) 法人企業統計調査の母集団・標本法人数等

上段：年報(平成16年度)
下段：季報(平成17年4～6月)

資本金	1千万円未満	1千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上	合計
母集団法人(社)	1,518,598 —	1,149,142 1,144,365	28,210 28,483	5,623 5,768	2,701,573 1,178,616
標本法人(社)	6,072 —	10,060 9,840	9,678 10,136	5,623 5,768	31,433 25,744
回答法人(社)	4,245 —	8,067 6,640	8,229 8,227	5,275 5,347	25,816 20,214
回答率(%)	69.9 —	80.2 67.5	85.0 81.2	93.8 92.7	82.1 78.5

(出典) 財務省財務総合政策研究所「年次別法人企業統計調査(平成16年度)」
<<http://www.mof.go.jp/ssc/h16.pdf>> 及び「法人企業統計調査(平成17年4～6月期)」
<<http://www.mof.go.jp/ssc/h17.4-6.pdf>> より作成。

II 標本によるブレ

標本調査では、抽出された標本と母集団の属性が同一でないことによる「標本誤差」が付き物である。統計への信頼性を確保するため、最近の標本調査では標本誤差についての情報が提供されていることが多く、「季報」でも平成15年10～12月期以降、売上高・設備投資の2項目、全産業・製造業・非製造業の3系列について、直近の調査期の標準誤差率が公表されている⁽⁵⁾。しかし、誤差情報が公表されていない調査項目あるいは業種別の標本誤差はより大きい可能性がある。

また、誤回答・無回答等に起因する「非標本誤差」は、標本調査に特有のものではなく、国勢調査のような全数調査(悉皆調査)においても生じ得るものであるが、継続的に行われる標本調査では、一時的な誤回答・無回答のほか、標本法人の倒産等による調査からの脱落、また、標本抽出後の増減資等による区分変更の影響が母集団推計の際に膨らまされることにより、結果の計数に大きなブレが生じる可能性がある。

1 標本の抽出替

「季報」では毎年4～6月に標本の抽出替を行い、次の標本替までの1年間は標本を固定して調査を行っている。このため、毎年1～3月と4～6月の間で、標本の抽出替による不連続が生じる。「季報」の「利用上の注意」にも、「標本を1年間固定するので、標本の抽出替を行う4～6月期調査には、前年中の増資及び新設法人が全面的に含まれ、母集団としても法人数が増加しているため、前期との比較を単純に行うことは困難である」⁽⁶⁾ 旨が記載されている。

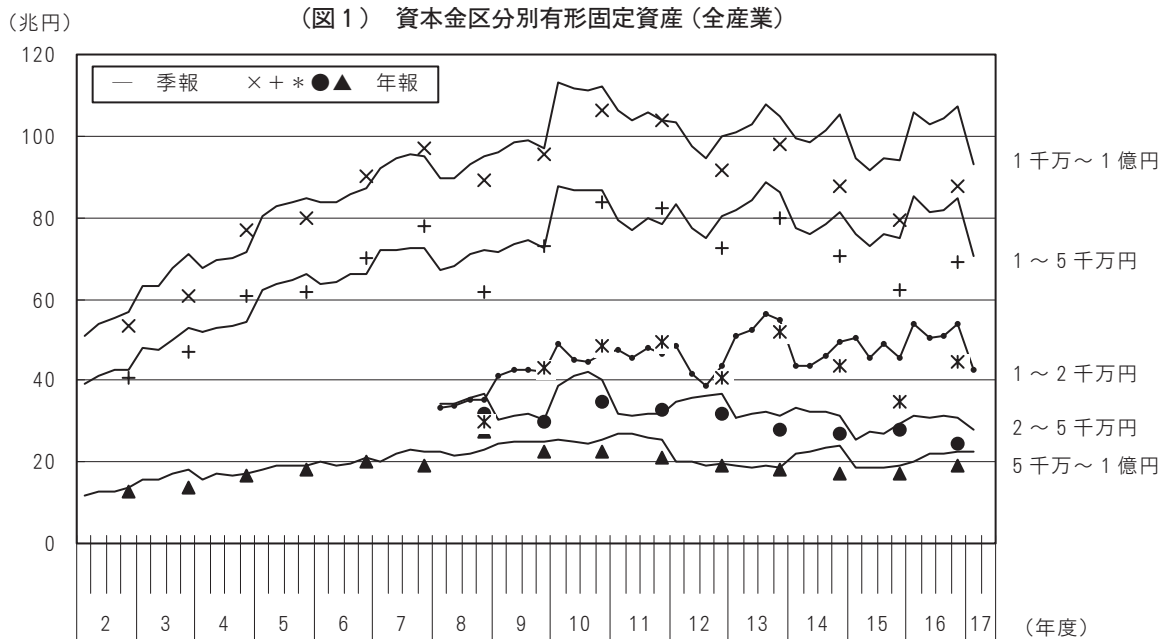
いま、標本の抽出替によって計数に不連続が生じている様子を、「季報」の有形固定資産⁽⁷⁾(全産業)を例に、資本金区分別にみると、資本金1億円未満の区分で4～6月に始まる1年単位の凹凸が観察される(図1)。

これを詳しくみると、資本金の比較的大きい5千万～1億円の区分では凹凸はそれほど目立たない一方、資本金の比較的小さい5千万円未満の区分では、特に平成9年度以降、凹凸の幅が10兆円近くに達しており、しかも、標本の抽

(5) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査の精度計算」<<http://www.mof.go.jp/ssc/seido.pdf>>

(6) 前掲注(3)。

(7) 法人企業統計では有形固定資産は「土地」「建設仮勘定」「その他の有形固定資産」の3項目に分けられているが、以下、本稿では「有形固定資産」として、土地と建設仮勘定を除く「その他の有形固定資産」の計数を用いている。



(出典) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査 時系列データ」
 <<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>> より作成。
 (注) 平成8年度以前は資本金1～2千万円と2～5千万円は区分されていない。

出替の行われる4～6月だけでなく年度内の四半期における変動も加わって不規則な変動が生じている。これと同時に、「季報」と「年報」の間にも、時として巨額の乖離が生じている(ここで「年報」の計数としては、「季報」と比較するため、資本金1千万円以上の区分の計数を使用している)。

以下においては、法人企業統計における有形固定資産の計数のブレがなぜ平成9年度以降に拡大しているのか、その原因を論じる。

2 平成2年商法改正の影響

平成2年商法改正では、株式会社1千万円、有限会社300万円の「最低資本金制度」が導入されるとともに、既存の法人については法施行後5年間(平成8年3月末まで)⁽⁸⁾の猶予期間が設けられた。これを受けて、最低資本金未滿の法人の多くは商号を維持するために増資を行い、資本金1千万円未滿、あるいは300万円未滿の

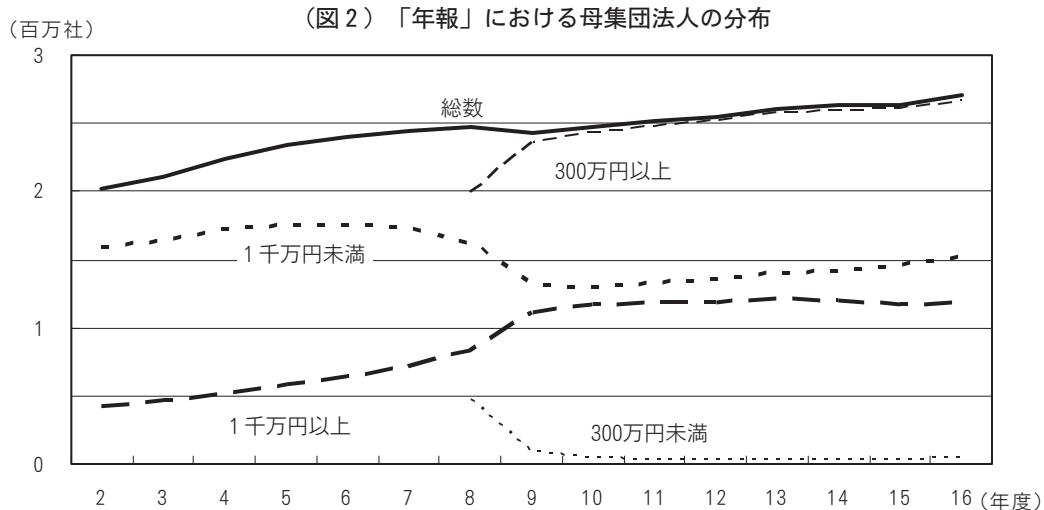
法人が減って資本金1千万円以上、300万円以上の法人が増加した(図2)。

改正商法の猶予期限が平成8年3月末であるのに、図2でその影響が平成9年度にかけて集中しているのは、法人企業統計では、資本金1億円未滿の法人を前年10月末時点で把握して標本抽出を行っているために、猶予期間間際に行われた増資がすべて把握され、調査に反映されたのが平成8年度調査ではなく、平成9年度調査になったためである。

こうした小法人の増資が法人企業統計の計数に与えた影響について、例えば(株)日本総合研究所⁽⁹⁾は、まだ影響が部分的にしか現れていない時期に、いち早く、「季報」でみた平成7年度上期の経常利益が調査対象企業の増加で押し上げられた可能性があることを指摘している。また、ニッセイ基礎研究所⁽¹⁰⁾は、90年代における労働分配率の上昇が「年報」に比べ「季報」でより顕著であることを指摘した上で、「労働

(8) 大阪府、兵庫県は6年間(平成9年3月末まで)。

(9) 蜂屋勝弘「わが国企業の収益状況－法人企業統計の上振れ－」『Japan Research Review』vol.6, no.2, 1996. 2, pp.77-82. <<http://www.jri.co.jp/JRR/1996/02/ps-profit.html>>



(出典) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査 時系列データ」
 <<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>>より作成。

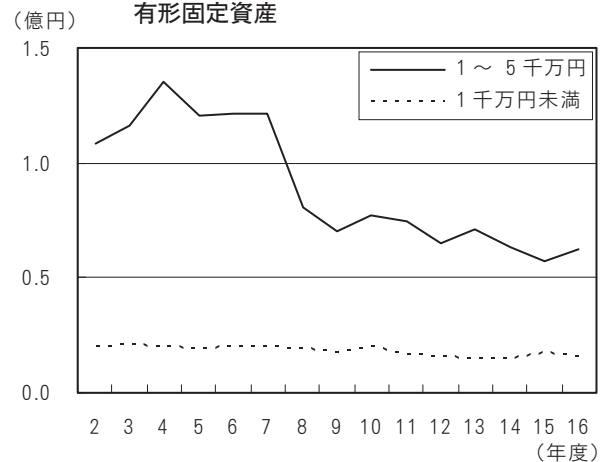
分配率の高い小企業が、商法改正によって新たに季報の調査対象として含まれたために、季報の労働分配率に上方バイアスが生じた可能性が高い」と指摘している。

このように、小法人の増資が法人企業統計の計数にバイアスをもたらした可能性についてはある程度の指摘がなされているが、本稿では、それが、平成9年度以後、現在に至るまで「季報」の精度低下をもたらしている可能性を論じる。

法人企業統計で中小法人に関する計数のブレが大きい原因としては、中小法人の会計能力の不足が指摘されることがある。「季報」は四半期調査であるが、四半期決算に法令上の義務はなく、統計調査に応じるために税理士・会計士に依頼すれば費用負担が生じる。しかし同時に、平成2年商法改正に対応して多くの小法人が増資を行ったことで、資本金の小さい区分で母集団の分散(散らばり)が拡がり、標本誤差が拡大した可能性がある。

これを示唆するものとして、「年報」による資本金1～5千万円の1法人当たりの有形固定資産をみると、平成7～9年度にかけて大幅に減少している(図3)。これは、平成2年商法改正

(図3) 「年報」による資本金区分別1法人当たり有形固定資産



(出典) 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査 時系列データ」<<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>>より作成。

に対応して資本金を1千万円以上に増資した法人の1社当たり有形固定資産が、従前から資本金1千万円以上であった法人の1社当たり有形固定資産より大幅に少ないことを意味している。

こうした事態に対して、大蔵省(当時)は、統計の精度を確保するため、平成8年度調査で法人企業統計の標本設計の変更を行った。しかし、この変更で、仮に売上高や設備投資に関する精度は確保されたとしても、有形固定資産に

(10) 日向雄士「法人企業統計を使った企業分析の留意点」『ニッセイ基礎研 REPORT』62号, 2002.5, pp.28-29.
 <<http://www.nli-research.co.jp/doc/eco0205c.pdf>>

関する母集団の分散（散らばり）の拡がりにまでは十分に対応し得ていない可能性がある。また、前出図2に示されるように、平成8年度調査には平成2年商法改正の影響はまだ部分的にしか現れておらず、この標本設計の変更には猶予期限間際の駆け込み増資による母集団の変化が十分に反映されていない可能性がある。

標本調査では、理論上は、精度を上げるには標本数をさらに増やせばよいが、実際には標本数を増やしても回答拒否・無回答が増え、予期した精度向上が達成されずに、逆に調査に応じる法人に偏りが生じて調査結果が歪む恐れがある。こうした実査上の問題を踏まえると、調査精度を上げるには、標本総数を増加させることなく、標本設計をよりきめ細かに行う必要があると考えられる。

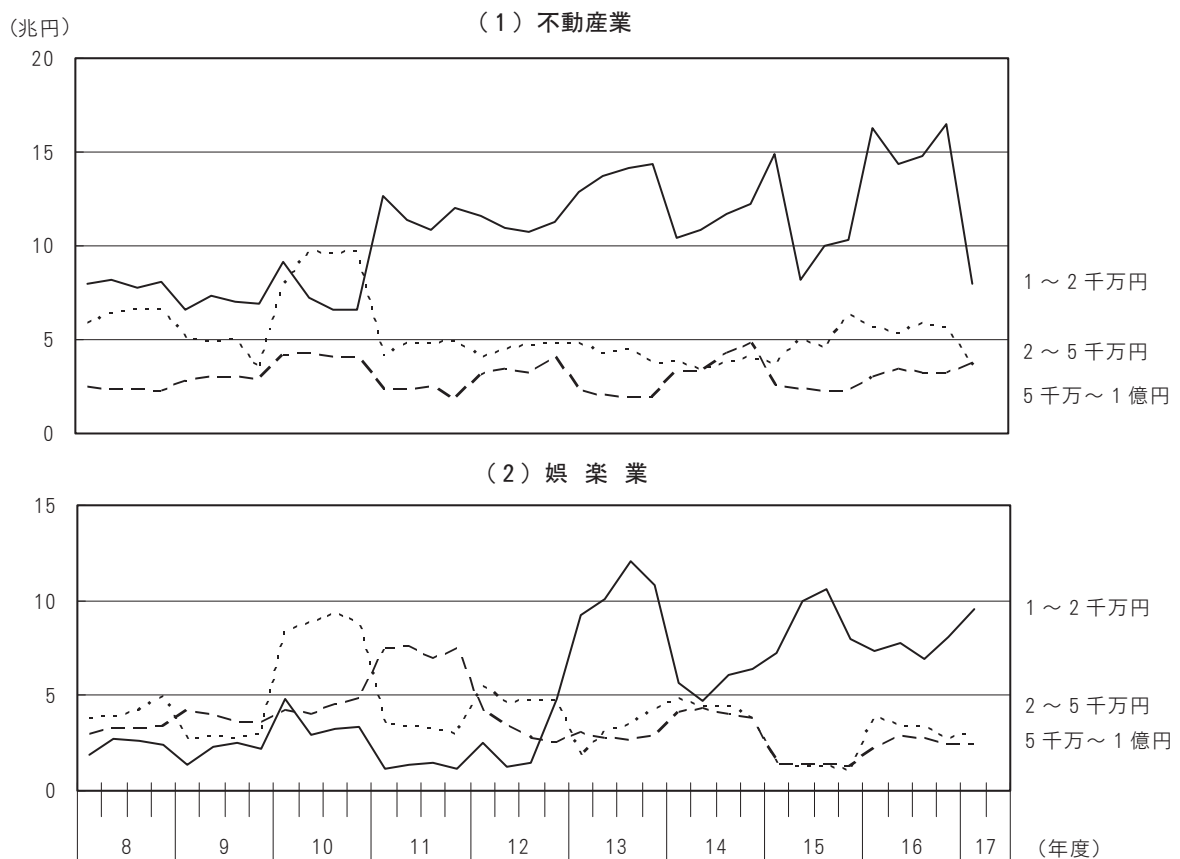
いま、有形固定資産に占める中小法人のシェアの大きい不動産業と娯楽業の2業種について、

「季報」による有形固定資産を資本金区分別にみると、両業種とも、資本金の小さい区分で極めて大きな不規則変動が観察される（図4）。

法人企業統計で有形固定資産についての精度を確保するとすれば、こうした誤差の大きい業種について、業種区分をもう少し細分化することが有効ではないかと考えられる。例えば、現在はひとつの業種区分として扱われている不動産業のなかには、必ずしも自社で不動産を所有しない不動産取引業、不動産管理業と、自社で不動産を所有する不動産賃貸業とが混在している。仮にこれらを区分できれば（業種区分を余りに細分化すると、区分内に十分な数の標本を確保できなくなる恐れがある）、有形固定資産に関する母集団の分散（散らばり）を縮小させることができるものと考えられる。

なお、平成2年商法改正で導入された最低資本金制度については、「新事業創出促進法」（平

（図4）「季報」による不動産業・娯楽業の有形固定資産



（出典） 財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査 時系列データ」
 <<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>> より作成。

成10年法律第152号)⁽¹¹⁾の改正により、平成15年2月1日以降、いわゆる確認会社⁽¹²⁾について設立後5年間は最低資本金未滿でよいとする特例措置が実施されているほか、「会社法」(平成17年法律第86号)の成立で最低資本金制度そのものが廃止されることが決まっている。

前出図2に示されるように、平成2年商法改正でいったん大きく減少した資本金1千万円未滿の法人が近年、徐々に増加している。資本金規制の緩和・廃止は、小法人の設立を促すものとして歓迎されるが、法人企業統計では「年報」においても資本金の小さい区分で母集団の分散が拡大している可能性に注意して、精度管理に努める必要があるといえよう。

3 標本法人の脱落・属性の変化

1年間標本を固定する「季報」では、年度初めの標本の抽出替により計数に段差が生じるほか、年度途中においても調査に対する誤回答・無回答、標本法人の倒産等による調査からの脱落、標本抽出後の増減資等による区分変更等により、計数にブレが生じる可能性がある。

特に、平成2年商法改正の影響で資本金の小さい区分で母集団の分散が広がったこと、また、バブル崩壊後、上記2業種のように中小法人が比較的大きな有形固定資産を保有する業種で倒産が増加したことは、平成9年度以降、「季報」による有形固定資産が年度内においても不規則な変動を示すようになった大きな理由と考えられる。

標本調査では、回答法人が倒産等によって調査から脱落すると、回答法人1社当たりの平均値が変わり、これが母集団推計で膨らまされるが、回答法人1社当たりの平均値は、当該法人

の計数が他の回答法人の平均値と比べて大きいか小さいかによって、減る場合もあれば、逆に増える場合もある。同様に、増減資等によって回答法人の区分が変更される場合も、変更前、変更後の双方の区分において、母集団推計値が減る場合も増える場合もある。

このように、ある法人についての計数が欠けたり、また、標本区分が変更される場合の母集団推計値への影響は個別事例によって異なり、一概に論じることはできない。ただ、資本金の小さい区分では母集団推計における膨らましの影響が大きいだけに、計数に大きなブレが生じやすいことに注意する必要がある。

4 企業再編に際しての計数の不整合

法人企業統計では、業種は、原則として日本標準産業分類により、当該法人の売上高によって決定しており、数種の事業を兼業している場合は、売上高の金額が最も多い事業をその法人の業種としている(純粹持株会社は「その他のサービス業」に区分)。このため、産業分類の変更のほか、企業再編で持株会社化や分社化等が行われると、当該法人の固定資産の全部または一部が他業種に計上されるようになって、業種別の固定資産の計数が不連続になる。

ここで、「季報」では、企業再編に伴う固定資産の分割・譲渡は、資産を譲渡する側の法人では調査項目の「売却・滅失・振替等」、資産を譲渡される側の法人では「譲受・振替等」にそれぞれ計上されることから、双方の計数を合計してみれば、再編前後で固定資産の計数に不連続は生じないはずであるが、実際には、双方における計上時期のズレ、譲渡時の評価替、調査票の未提出、新会社の把握漏れ等の要因から、「売

(11) 同法は平成17年4月13日に廃止され、根拠法令は「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(いわゆる「中小企業新事業活動促進法」、平成17年法律第30号)に変更された。

(12) 創業者が「事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立した会社で事業を開始しようとする個人であって、2か月以内に開始する具体的計画を有する者」であることについて経済産業大臣の確認を受けて設立する株式会社及び有限会社。

却・滅失・振替等」と「譲受・振替等」の額が大きく違うことも多いことが指摘されている⁽¹³⁾。

前節では、中小法人を念頭に、標本法人の脱落・属性の変化の影響が母集団推計で膨らまされることによって「季報」の計数に大きなブレが生じやすいことを指摘したが、大規模な企業再編では、膨らましの影響はなくても計数の不整合そのものが巨額に上る場合がある。

以下、企業再編に際して「季報」の計数に不整合が生じる例をわかりやすく示す。

(例1)

A社は子会社Bを新設して、事業分割を行った。このとき、A社の保有する固定資産の一部がB社に譲渡され、A社ではこれを「季報」で「売却・滅失・振替等」に計上した。一方、新設子会社であるB社では、A社から譲渡された資産を設立時の貸借対照表に資産計上しており、「季報」ではこれを期首固定資産として計上した。

この場合、「季報」では、譲渡資産はA社の「売却・滅失・振替等」に計上されるが、B社の「譲受・振替等」には計上されない。そのかわり、譲渡資産はA社の期首固定資産に含まれて計上されるだけでなく、B社の期首固定資産としても(重複して)計上される。

(例2)

A、B両社は経営統合を行い、A社の事業部門をB社に集約した。A社はB社への固定資産の譲渡を「季報」で「売却・滅失・振替等」に計上したが、B社は計数の把握

が遅れたため、当期の「季報」には計上せず、翌期の「季報」で期首固定資産に含めて計上した。

この場合、「季報」では、譲渡資産はA社の「売却・滅失・振替等」に計上されるが、B社の「譲受・振替等」には計上されず、翌期の「季報」でB社の期首固定資産に含まれて計上される。

(例3)

A社は事業を縮小するため、固定資産を他に譲渡するとともに、減資を行った。A社は「季報」で譲渡資産を期首固定資産と「売却・滅失・振替等」に計上し、期末固定資産には計上しない。

この場合、A社の減資の扱いが問題で、「季報」では対象法人を標本抽出時ではなく調査時の資本金で区分して母集団推計を行っているため、資産譲渡に係るA社の計数が減資後の資本金区分における母集団推計で膨らまされる。したがって、たとえ資産譲渡を受けた相手が「季報」の標本法人で、かつ譲渡資産を「季報」で「譲受・振替等」に計上していたとしても、集計値でみて「売却・滅失・振替等」が過大になる。

上記3例は、企業再編に際して「季報」の計数に巨額の不整合が生じている事例について、その原因を推測したものである。こうした不整合の規模は、有形固定資産の「売却・滅失・振替等」でみて時に数兆円に達することがある⁽¹⁴⁾。統計利用者によるデータの誤用を防ぐには、少

(13) 新家義貴「資本ストック統計を利用する際の留意点～見かけ上のストック伸び率の低下や拡大に惑わされないために～」『Economic Trends』N-61号、発表日：2004年11月11日、第一生命経済研究所経済調査部 <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/rashinban/pdf/et04_92.pdf>

(14) 「季報」で巨額の「売却・滅失・振替等」が計上されている例として、「その他のサービス業」(資本金10億円以上)の平成11年7～9月期(7.4兆円)、「鉄鋼業」(同)の平成15年4～6月期(0.7兆円)、及び、「その他の運輸業」(同5千万～10億円)の平成16年1～3月期(3.9兆円)がある。

なくとも大規模な企業再編に際しては、統計作成部局が、再編に係る法人の調査回答をつき合わせた上で、必要な補正を行うことが望まれる。ここで、統計の公表には迅速性が求められることから、統計作成部局には個々の法人の回答内容を十分に精査する時間的余裕がないことも考えられるが、その場合には、統計公表後の補正が許されるべきであろう。

5 「短観」との比較

「季報」と同様、営利法人を対象とする四半期の標本調査に日本銀行「全国企業短期経済観測」⁽¹⁵⁾（以下「短観」という。）があるが、「短観」では「季報」のように計数のブレが問題とされることはない。

ここでは、この背景にある「季報」と「短観」の主な違いについて整理する。

まず、「季報」の調査対象が資本金1千万円以上であるのに対して、「短観」の現行の調査対象は資本金2千万円以上⁽¹⁶⁾であり、「季報」でブレが特に大きい資本金1～2千万円の小法人は「短観」の調査対象には含まれていない。

次に、「季報」では、毎年新たに標本の抽出替を行うのに対して、「短観」では既存の調査対象企業を「継続標本」として残した上、必要数の標本を抽出、追加している。このため、標本の継続性が強い。（「短観」における標本見直しの頻度は従前は5年に1回⁽¹⁷⁾であったが、平成16年3月の見直し後は、2、3年に短縮することとされており、また、原則として毎年、倒産や合併等に

よる標本の減少に伴う統計精度の低下を防ぐため、必要に応じて標本を追加することとされている）。

第三に、「短観」では、景況感等の定性的な「判断項目」については調査回答の単純集計によっている（膨らましは行っていない）。また、計数を調査する「計数項目」（売上高、経常利益等）は主として年度計画が対象であり、四半期項目は資産・負債の総額と金融資産・負債の内訳、そして雇用者数に限られている。

Ⅲ 民営化と法人企業統計

法人企業統計の調査対象とする営利法人は「本邦に本店を有する合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社」⁽¹⁸⁾であり、公社・公団・事業団等は含まれない。逆に言えば、これらの公的企業が民営化され、株式会社化されると、新設会社が調査対象に加えられる結果、資産、負債を中心に計数に巨額の変動が生じることがある。

景気動向や企業の経営動向を分析する上では、こうした特殊要因による段差を調整する必要があるが、統計利用者が個々の民営化について正確な情報を得ることは必ずしも容易ではない。

1 法人企業統計における民営化の影響

法人企業統計では、調査報告書等には民営化企業の扱いについての記載はなく、前出の財務省資料⁽¹⁹⁾に、当該資料作成時点までの民営化企業が調査対象に加えられた時期が記載されているだけである。

(15) 日本銀行は、平成16年3月調査より、約5年ごとに実施する定例の調査対象企業（標本企業）の見直しと併せて調査の枠組み等の見直しを行った。この見直しを含め、「短観」についての詳細は日本銀行短観サイトに掲載の諸資料を参照されたい。<<http://www.boj.or.jp/stat/tk/tk.htm>>

(16) 平成16年3月の見直し前は「資本金基準」ではなく「常用雇用者基準」が採用されており、調査対象は常用雇用者50人以上（ただし、卸売、小売、サービス、リースは20人以上）の民間企業（金融機関を除く。）であった。

(17) 「短観」の母集団は総務省「事業所・企業統計調査」（5年に1回。最新の調査は平成13年10月）に基いているが、平成16年3月の見直し後は、同調査の「簡易調査」（同じく5年に1回。最新の調査は平成16年3月）も利用することとした。

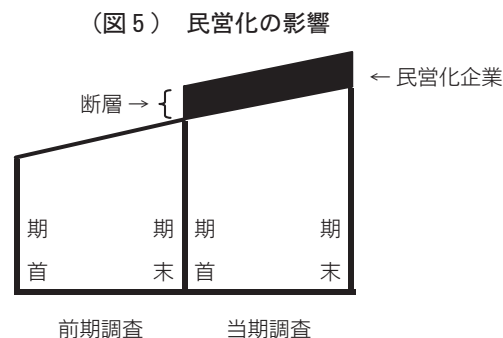
(18) 前掲注(3)。

(19) 前掲注(2)。

これに関して、「季報」では、計数の断層に関する情報を得ることを目的に、期末だけでなく期首の貸借対照表項目が調査されており、統計利用者はこれを利用して民営化についてある程度の情報を得ることができる。

すなわち、民営化企業が調査対象に加えられた期の調査には民営化企業が含まれる一方で、1期前の調査にはまだ民営化企業は含まれていない。したがって、ある期の調査の期首計数（民営化企業を含む）と、1期前の調査の期末計数（民営化企業を含まない）の間に民営化を反映した段差（断層）が生じる（図5）。

表2は、民営化に関連した「季報」の有形固定資産の断層を一覧にしたものである。表では、民営化の影響を特定するために、民営化企業が属する資本金10億円以上の区分の計数を用いているが、民営化以外の要因が含まれる可能性を完全に排除できないため、計数は民営化の影響のあくまでも「目安」として理解する必要がある。（民営化の影響を正確に把握するには、民営化時の各社の財務諸表による必要がある。）



2 民間企業資本ストックにおける民営化の扱い

法人企業統計を基に作成される内閣府「民間企業資本ストック」では、「利用上の注意」⁽²⁰⁾に民営化企業が含まれるようになった時期が記載されている（表3）が、民営化の影響に関する定量的な情報は提供されていない⁽²¹⁾。

しかし、民間企業資本ストックでは、公表系列の間に、概念上、次の定義式が成立し、民営化企業が加わると、この定義式に民営化を反映した残差（断層）が生じるので、統計利用者はこれを利用して民営化の影響を把握することができる（計数は省略）。

（表2） 民営化に関連した「季報」（資本金10億円以上）の断層

業種（企業）	期	有形固定資産（億円）
その他の運輸・通信業（NTT）	昭和60年4～6月	89,099
食料品製造業（JT）		3,170
陸運業（JR）	昭和63年4～6月	45,654
電気業（電源開発）*	平成16年4～6月	14,786
陸運業（東京地下鉄）*		10,998
その他の運輸業（成田国際空港）*		—

（出典）財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査 時系列データ」<<http://www.fabnet2.mof.go.jp/fsc/index.htm>>より作成。

- （注）1. *印の企業名は筆者による推測。「季報」では各期に各業種で有形固定資産に表中の額の断層が生じている事実しか確認できない。
 2. 成田国際空港は「その他の運輸業」（空港業）に属するが、「季報」では平成16年4～6月に「その他の運輸・通信業」が「その他の運輸業」に区分変更され、計数がそもそも不連続になっているため、「季報」で同社民営化の影響を特定することはできない。

⁽²⁰⁾ 内閣府経済社会総合研究所「民間企業資本ストック」利用上の注意

年報：<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/stock/h15notification.html>>

速報：<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/stock/notification043.html>>

⁽²¹⁾ これに関し、日本経団連の提言においては「民営化企業の影響を調整した数値も公表するように望む」（金融・保険業）との要望がなされている。（日本経団連「統計の利用拡大に向けて一景気関連統計を中心として一」2004年11月12日、<<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2004/084.pdf>>）。

(表3) 民間企業資本ストックにおける民営化

期	業種(企業)
運輸・通信業(NTT)	昭和60年4～6月
食料品製造業(JT)	
電気業(電源開発)	昭和61年10～12月
運輸・通信業(JR)	昭和62年4～6月
運輸・通信業 (JRによる新幹線鉄道施設購入)	平成3年10～12月
運輸・通信業(東京地下鉄)	平成16年4～6月
運輸・通信業(成田国際空港)	

(注) 民間企業資本ストックでは、このほか、沖縄県の本土復帰(昭和47年4～6月期)に関連した調整が行われている。

$$\text{当期末資本ストック} = \text{前期末資本ストック} \\ + \text{新設投資額} - \text{純除却額}$$

3 政府統計における官民の区別

ところで、表2と表3を比べると、JRと電源開発が含まれるようになった時期が異なるほか、どちらにも臨時行政調査会(第2次臨調、昭和56～58年)の答申を受けて民営化された他の特殊法人、すなわち、日本航空、沖縄電力、東北開発、国際電電、日本自動車ターミナル等は含まれていない。

これは、法人企業統計では官民の区別は行っておらず、株式会社として設立された特殊法人も当初から調査対象に含まれているためである。(ただし、JRと電源開発が含まれるようになった時期が遅れた理由は明らかではない。)

一方、民間企業資本ストックは、官民の区別を行っているものの、昭和61年に早々と電源開発を「民」に変更したように、「官」を厳格に定義し、それ以外を「民」に区分している。

官民の区別について、国際連合の「1993年国民経済計算体系(93SNA)」は、政府が株式の過半を所有する場合のほか、特別法等により政府の支配力が及ぶ場合は公的企業に区分するという、いわゆる「所有または支配基準」を採用

している⁽²²⁾。これに対し、我が国の国民経済計算における公的企業の定義は、「所有かつ支配基準」により、さらに「政府の代行業務を行っている」という要件を付加して定義を厳格にしている。ここで、その理由は「国際基準をわが国に適用すると、政府の範囲が余りに広くなり、膨大な数の機関のデータを継続的に捕捉することが困難で、また、物理的にも限られた時間内での対応が不可能であるため」とされている⁽²³⁾。

本稿では政府統計における個々の民営化企業の扱いについて立ち入って論じないが、統計利用者は、政府統計における調査対象や民営化企業の扱いが必ずしも統一されていないことに注意する必要がある(当面は、本年10月に民営化された道路公団の扱いが注目される)。

おわりに

本稿では、国民経済計算の作成に利用される需要側一次統計である法人企業統計を取り上げ、前半では、有形固定資産を例に、平成9年度以降、計数のブレが拡大していること、そしてその原因として、平成2年商法改正の影響で資本金の小さい区分での母集団法人の分散(散らばり)が広がった可能性があることを指摘した。

法人企業統計は一次統計とはいえ標本調査による母集団の「推計値」であり、誤差が付き物であるが、特に、変化の激しい経済環境の下で、中小法人を含む法人の実態を正確に把握することは容易ではない。統計を利用する側としては、各種の一次統計、そしてそれらを基に作成されるGDP速報等の加工統計が誤差を含む可能性を十分に認識し、情勢判断、政策判断を特定の統計に過度に依存することは避けなければならない。

同時に、本稿の後半では、標本によるブレと

⁽²²⁾ 欧州共同体委員会ほか編『国民経済計算の体系：1993年改訂』経済企画庁経済研究所国民所得部，1995.3，上巻 pp.100-101.

⁽²³⁾ 小田正典「国民経済計算における政府諸機関の格付けについて」『季刊国民経済計算』119号，1999.6，pp.1-60.

は別に、民営化企業が調査対象に加わることで、法人企業統計の計数に巨額の変動が生じることがあることを示した。そこでは付随的に、我が国の「分散型」統計機構の下で、政府統計における調査対象や民営化企業の扱いが必ずしも統一されていないことを指摘した。

統計作成当局は、所管する統計の精度管理に最善の努力を払う必要があることはもちろんであるが、統計は利用してはじめて問題点が気付かれることも多く、統計利用者の視点に立って、社会に対して正確な情報を提供し得ているかを不断に検証することが求められる。

戦後60年を経て、我が国の政府統計には「制度疲労」が指摘されている。内閣府経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」(平成17年6月10日)では、①「公共財」としての統計、②加工統計を含む統計体系の整備、③政府部内の「司令塔」機能の強化、④法制

度の見直しを含む取組、を基本的視点に据え、「統計改革」を政府の重要政策課題の一つに位置づけて集中的に取り組むべきことが提言されている。政府は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」(平成17年6月21日、閣議決定)で、統計整備に関する「司令塔」機能の強化等のために、統計法制度を抜本的に見直すことを含め、統計整備を推進することとしているが、統計の改善は、ひとり行政の担当者や研究者のみでなし得るものではなく、まさに国政上の課題として、これに取り組む必要があると考えられる。

なお、法人企業統計に関しては、本文で取り上げた論点のほか、現在、企業による対応が本格化している固定資産の減損会計をはじめ、企業会計基準の変更等が与える影響も無視できないが、議論の拡散を避けるため、本稿では対象としていない。

(あらい はるひと 経済産業調査室)